（個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の保存期間）

第七条の七　法第十六条の十三の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報（同条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報に係る移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）

第七条の八　法第十六条の十五の政令で定める期間は、十年とする。

第一章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款　個人番号カード用利用者証明用電子証明書

第十七条の見出し中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条中「その他の総務省令で定める事項」を削る。

第十八条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第十九条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明利用者異動等失効情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第二十一条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十二条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十三条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）」に改める。

第二十四条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の三第一項」に改める。

第二十五条中「次条第一項」を「第二十五条の三第一項」に改める。

第一章第二節第二款中第二十五条の五を第二十五条の六とし、第二十五条の二から第二十五条の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

（対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法）

第二十五条の二　機構が行う法第三十七条第三項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号（同項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を送信する方法

二　主務省令で定めるところにより、機構から対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

第一章第二節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款　移動端末設備用利用者証明用電子証明書

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の申請に係る通知事項）

第二十三条の二　法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

第二十三条の三　法第三十五条の七の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三十五条の二第六項の規定により発行される同条第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間（法第三十五条の四に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第二十三条の四　法第三十五条の十の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）

第二十三条の五　法第三十五条の十一の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第二十三条の六　法第三十五条の十二の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の保存期間）

第二十三条の七　法第三十五条の十三の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）

第二十三条の八　法第三十五条の十五の政令で定める期間は、十年とする。

第二章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款　個人番号カード用利用者証明用電子証明書

第二十四条の見出し中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条中「その他の総務省令で定める事項」を削る。

第二十五条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十六条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十七条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明利用者異動等失効情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明利用者異動等失効情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第二十八条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第二十九条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改める。

第三十条の見出しを「（個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）」に改める。

第三十一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の三第一項」に改める。

第三十二条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の三第一項」に改める。

第二章第二節第二款中第二十五条の六を第二十五条の七とし、第二十五条の五を第二十五条の六とし、第二十五条の四を第二十五条の五とし、第二十五条の三を第二十五条の四とし、第二十五条の二を第二十五条の三とし、第二十五条の次に次の二条を加える。

（対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供の方法）

第二十五条の二　機構が行う法第三十七条第三項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号（同項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　主務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を送信する方法

二　主務省令で定めるところにより、機構から対応利用者証明用電子証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

第二章第二節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款　移動端末設備用利用者証明用電子証明書

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の申請に係る通知事項）

第二十五条の二　法第三十五条の二第二項に規定する申請者は、同項の規定により通知するときは、同項前段に規定する事項のほか、当該申請者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号を通知しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

第二十五条の三　法第三十五条の七の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三十五条の二第六項の規定により発行される同条第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間（法第三十五条の四に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

第二十五条の四　法第三十五条の十の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）

第二十五条の五　法第三十五条の十一の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第二十五条の六　法第三十五条の十二の政令で定める期間は、同条の規定により機構が移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（同条に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の保存期間）

第二十五条の七　法第三十五条の十三の政令で定める期間は、同条の規定により機構が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報（同条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。